

令和7年10月以降の

「かつらぎ町立学校施設使用料」について（教育総務課）

以下の学校体育施設等及び学校施設を使用する場合には、事前に学校長と協議を行っていただき、学校施設使用許可申請書を作成し、正式に許可を得るとともに使用料を納めてご利用下さい。

（１）学校体育施設基本使用料

種 別	使用料（１時間につき）
屋内運動場	220円（従前 210円）
屋外運動場	110円（従前 110円）

（２）夜間照明設備使用料

種 別	使用料（１時間につき）
笠田中学校屋外運動場夜間照明設備	1,100円（従前 740円）

備考

- 1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算します。
- 2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含みます。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とします。

（３）学校施設基本使用料

種 別	使用料（１時間につき）
教 室 （１教室につき）	110円（従前 4時間110円）

備考

- 1 本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算します。
- 2 利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含みます。
- 3 1時間未満の利用は、1時間とします。